

五島市営業時間短縮要請協力金申請要領

要請期間 令和3年8月10日(火)
～令和3年8月23日(月)

五島市緊急経済対策本部
(五島市商工雇用政策課)

問合せ先

五島市緊急経済対策本部

TEL: 72-6124

開設日時

令和3年8月24日から10月11日まで
午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

申請書送付先

〒853-8501 五島市福江町1-1

五島市緊急経済対策本部 あて

※「簡易書留」や「レターパック」など
郵便物が追跡できる方法でお願いします。

令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間8月10日～8月23日)

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、五島市営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

2. 支給額

1店舗あたりの支給額 = 以下の表1「1日あたりの支給額」 × 14（日間）

◎表 1

事業規模	算定方法	前年または前々年の 8月における1日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	1日あたりの支給額	備考
中小企業 （個人事業主含む）	売上高方式	8万3,333円以下	2万5,000円	A
		8万3,333円超 25万円未満	前年または前々年の 8月における1日あたりの <u>飲食業売上高の3割</u>	B
		25万円以上	7万5,000円	C
大企業 （中小企業も選択可）	売上高減少額方式		前年または前々年との比較による本年8月の 1日あたりの <u>飲食業売上高減少額の4割</u> ※上限：「20万円」または「前年または前々年の8月における1日あたりの飲食業売上高の3割」のいずれか低い額	D

**令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間8月10日～8月23日)**

※留意事項

1. 事業規模は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合は中小企業となります。

(1) 飲食業

- ・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人

(2) サービス業（カラオケなど）

- ・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が 100 人以下の会社及び個人

2. 1 日あたりの飲食業売上高について

(詳しくは申請書の様式 3-1、または様式 3-2 を参照)

1 日あたりの飲食業売上高

$$= \text{前年または前々年の 8 月の飲食業売上高} \div 31 \text{ 日} (\text{※ 1 円未満切り上げ})$$

- ・テイクアウト等、長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業は飲食業売上高から除外します。
- ・消費税及び地方消費税は飲食業売上高に含めません。
- ・開店 1 年の基準日は以下のとおりです。

【基準日】令和 2 年 8 月 1 日

- ・開店日が令和 2 年 8 月 1 日以前：開店 1 年以上（様式 3-1）
- ・開店日が令和 2 年 8 月 2 日以降：開店 1 年未満（様式 3-2）

令和 2 年 8 月 2 日以降に開店した店舗については、開店日から令和 3 年 8 月 9 日までの飲食業売上高を同期間の日数で割った額を「1 日あたりの飲食業売上高（1 円未満切り上げ）」とします。

3. 1 日あたりの飲食業売上高減少額について

(詳しくは申請書の様式 3-1 を参照)

1 日あたりの飲食業売上高減少額

$$= (\text{前年または前々年の 8 月の飲食業売上高} - \text{本年の 8 月の飲食業売上高}) \div 31 \text{ 日} (\text{※ 1 円未満切り上げ})$$

- ・長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業の売上や消費税等の取扱いは上記と同様です。

令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間8月10日～8月23日)

申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 運営する店舗が五島市内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

- ・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・キッチンカー等の移動販売車（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー
- ・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場

2. 店舗が、令和3年8月9日（月）以前から運営されていること。

3. 令和3年8月10日（火）から同年8月23日（月）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後7時までとする）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後8時までとする）（通常の営業時間が午前5時から午後9時までの認証店にあっては、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮したものに限る。この場合、酒類の提供は午後7時までとする）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外）。

4. 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 五島市暴力団排除条例(平成24年五島市条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 五島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者、その他市長が認める者

申請手続き等

1. 協力金の申請受付期間

令和3年8月24日(火)から同年10月11日(月)まで ※消印有効

2. 申請書類等

以下の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

(1) 申請に必要な書類(五島市指定の様式)

- ① 提出書類チェックシート
- ② 五島市営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1)
- ③ 誓約書(様式2)
- ④ 申請する店舗の情報【開店1年以上の店舗用】(様式3-1)
- ⑤ 申請する店舗の情報【開店1年未満の店舗用】(様式3-2)

※④、⑤はP2を参照し、該当する様式をご利用ください。

※営業時間短縮要請期間中(8月10日から8月23日まで)に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合には、次のとおり対応してください。

- ・該当する取組内容の□の両方に✓を入れる。
- ・備考欄に“ながさきコロナ対策飲食店認証日 ●月●日”と記載する。

(2) 添付が必要な書類(チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。)

- ⑥ 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し
- ⑧ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
- ⑨ 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真
- ⑩ 店内(飲食スペース)の写真
- ⑪ 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等(変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど)
- ⑫ 「認証ステッカー」を掲示している写真 ※該当店舗のみ必要

※営業時間短縮要請期間中(8月10日から8月23日まで)に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合は、“変更前”“変更後”の写真等を提出してください。

(次ページに続く)

**令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間8月10日～8月23日)**

※表1の「備考」欄でB、C、Dに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑬ 前年または前々年の確定申告書の控えの写し

ただし、確定申告の義務のない者に該当する場合は、住民税の申告書（市民税県民税申告書）の控えの写し

※飲食業売上高の算出基礎資料の該当月が含まれている確定申告書を提出してください。

例)「個人」、表1の「備考欄」Bの場合

算出基礎資料を令和元年8月とした場合、令和元年度の確定申告書が必要です。

なお、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書の写しまたは開業届の写し

⑭ 開店1年以上の店舗の場合は、店舗の前年または前々年の8月の飲食業売上高がわかる書類 (売上帳等の帳簿の写しなど)

なお、開店1年未満の店舗の場合は、開店日から令和3年8月9日までの飲食業売上高がわかる書類 (売上帳等の帳簿の写しなど)

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

※表1の「備考」欄でDに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑮ 店舗の本年の8月の飲食業売上高がわかる書類

(売上帳等の帳簿の写しなど)

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

3. 協力金の申請に必要な書類の入手方法

以下の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・五島市役所本庁及び支所、商工会議所、商工会等の窓口
- ・五島市のウェブサイトからダウンロード
- ・長崎県庁のウェブサイトからダウンロード

4. 申請方法

郵送のみの受付とします。以下の申請先あて郵送してください。「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法をお願いします。

【申請先】 〒853-8501

五島市福江町1番1号

五島市緊急経済対策本部 あて

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、振込予定日の通知をします。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

申請書類等の留意事項

1. 原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。
 - ・五島市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
 - ・誓約書（様式2）
 - ・申請する店舗の情報（様式3-1）（様式3-2）
 - ・本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・飲食店・喫茶店営業許可証の写し
2. 上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。
 - 例1) 営業許可証の名義人と申請者が一致しない場合
⇒両者の関係を記載した「理由書」（任意様式）を提出。
 - 例2) 営業許可証と店舗名（屋号等）がわかる外観の写真の店舗名が一致しない場合
⇒「申請する店舗の情報」（様式3-1）（様式3-2）の備考欄に、その理由を記載。
3. テイクアウトや移動販売車については、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設けている場合があります。こうしたケースでは、店舗の売上金額や件数等において、イートインスペースが主であれば、協力金の支給対象となります（ただし、「仮設」の営業許可は対象外とします）。

イートインスペースでの飲食とテイクアウトでは消費税率が異なるため、消費税等を参考にどちらが主か見極めたうえで、申請する店舗の情報（様式3-1）（様式3-2）の備考欄に、その旨を記載してください。

記載例）帳簿の消費税により、イートインスペースが主であると判断した。
4. 記載している申請書類等のみでは営業実態が確認できない場合は、必要に応じて、別途、追加書類を提出していただくことがあります。

令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間8月10日～8月23日)

その他

1. 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支給決定を取消し、協力金を全額返還いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額)の納付を求めています。
2. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
3. 本申請に係る書類、帳簿等については、令和9年3月31日まで保存をしてください。

4. 問合せ先

五島市緊急経済対策本部

電話番号 72-6124

開設日時 令和3年8月24日(火)から10月11日(月)まで
午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

令和3年度営業時間短縮要請協力金

(要請期間8月10日～8月23日)

五島市営業時間短縮要請協力金提出書類チェックシート

法人名または
個人事業主名

五島 太郎 (法人の場合は法人名)

ご提出の前にこのシートにより、ご自身で提出書類がすべて揃っているか☑をしてください。

チェック後、このシートは申請書類とあわせてご提出ください。

書類	備考
☒ 五島市営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1)	
☒ 誓約書(様式2)	●法人の場合 名称及び代表者の職・氏名(記名・押印)を記載してください。 なお、押印は法人登記印(代表取締役印)を押印してください。 ※住所は法人登記所在地を記載してください。 ●個人事業主の場合 住所・氏名(押印)を記載してください。 住民票の登録のある住所を記載してください。(×店舗の住所)
☒ 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ	※住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し (住所は住民票の登録のある住所が確認できるもの) ※本籍地やマイナンバー(個人番号)が記載されている場合は黒塗りしてください。 <本人確認書類の例> ・「運転免許証」 ・「健康保険証」 ・「在留カード」 ・「マイナンバー(個人番号)カード」 (表面のみを提出してください)
☒ 振込先口座の通帳の写し	通常の表紙ではなく、表紙をめくった次のページの写し(金融機関コード・店番・口座番号・カタカナ標記の口座名義が刻印されているページ)を添付してください。 ※旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は、<u>十八親和銀行の通帳へ切り替え</u>のうえご提出ください。 ※振込先の口座は、申請者本人の名義に限ります。 (法人の場合は、当該法人名義) ※ネットバンキングで通帳がない場合は振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面
☒ 申請する店舗の情報 (様式3-1) (様式3-2)	「開店1年以上の店舗用」と「開店1年未満の店舗用」の様式のうち、該当のものを提出してください。 ※対象店舗が複数ある場合は対象店舗ごとに提出してください。 ※複数店舗申請する場合は、右上の店舗No.欄を使用し、店舗毎に番号を付してください。なお、その他の書類についても該当店舗と同じ番号を<u>右上に記載</u>してください。 ※該当する取組内容がない場合には、備考欄にその旨記載してください。 (申請要領P4参照)
☒ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し	※対象店舗が複数ある場合は、「対象店舗全ての営業許可証」の写しを提出してください。 ※<u>営業許可証の名義が申請者と一致しない場合は、「理由書(*)」を提出してください。</u> ※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の書類か判別できるように
☒ 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真	※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)または(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を<u>右上に記載</u>してください。

(裏面あり)

☒	店内(飲食スペース)の写真	※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるようにしてください。
☒	休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等	次の①、②のいずれかを提出してください。従前の営業時間の記載がない場合は、従前の営業時間がわかる写真等も提出してください。 ※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるようにしてください。 ① 休業または営業時間短縮のお知らせの貼紙を店舗に提示している写真 ※店舗の入口に休業または営業時間を短縮していることを来店客に周知する貼紙等を提示し、写真（※貼紙等そのものだけでなく、店舗入口と貼紙等が画像に入っているもの）を撮ってください。 ② 休業または営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像をプリントアウトしたもの。
☐	「認証ステッカー」を掲示している写真 ※該当店舗のみ	長崎県による「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において発行される「認証ステッカー」を掲示している写真等を提出してください。 ※8月10日から8月23日までに「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合は、“変更前”“変更後”の写真等をそれぞれ提出してください。
1日あたりの売上高が8万3,333円を超える場合は、以下の書類も添付 ※五島市営業時間短縮要請協力金申請要領 表1の備考欄「B～D」に該当する店舗		
☐	前年度または前々年度の確定申告書の控えの写し	●法人の場合 「法人税確定申告書別表一の控え」(税務署の收受印または税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。 ●個人事業者の場合 「所得税所及び復興特別所得税の確定申告書のB第一表の控え」(税務署の收受印または税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。 ※マイナンバー(個人番号)が記載されている箇所は黒塗りしてください。 ※電子申告(e-Tax)の場合は、確定申告書の控えの上部に受付日時、受付番号の記載のあるものを提出してください。 ※「飲食業売上高がわかる書類」の該当する月が含まれている確定申告書を提出してください。 ●確定申告書の控えの写しが提出できない場合 「住民税の申告書の控え」の写しを提出してください。 ●新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合 次のいずれかの書類を提出してください。 ・「法人設立届出書」の写し ・「開業届」の写し
開店1年以上の店舗の場合		
☐	店舗の前年または前々年の8月の飲食業売上高がわかる書類	※「売上帳等の帳簿」の写しなど。 ただし、要請の対象外となっているテイクアウトなどの事業の売上げや消費税は売上高から除きます。
開店1年未満の店舗の場合		
☐	開店日から令和3年8月9日までの飲食業売上高がわかる書類	※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を記載してください。
売上高減少額方式により申請する場合は、以下の書類も添付 ※五島市営業時間短縮要請協力金申請要領 表1の備考欄「D」に該当する店舗		
☐	店舗の本年の8月の飲食業売上高がわかる書類	※「売上帳等の帳簿」の写しなど。 ただし、要請の対象外となっているテイクアウトなどの事業の売上げや消費税は売上高から除きます。 ※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を記載してください。

(*)「理由書」は参考様式をご参照ください。

(様式1)

五島市営業時間短縮要請協力金支給申請書

令和 3 年 8 月 ●● 日
(申請日は8月24日以降)

五島市長 様

申請者 住 所 五島市●●町●●番地
法人名 (法人の場合は記載)
役職名 (代表取締役、代表社員 など)
氏 名 五島 太郎 印
(電話番号: 日中連絡のつく番号を記載)
(生年月日: 申請者(代表者)の生年月日)

次のとおり、五島市営業時間短縮要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の情報

申請する 店舗数	1	申請金額 (※1)	350,000 円
店舗の住所(※2)	五島市▲▲町▲▲番地	五島市	
店舗名(屋号)	居酒屋 ゴトー		
法人番号 (法人のみ・13桁)	申請者が法人の場合記載		
担当者名	本申請に関する 担当者を記載	担当者 電話番号	担当者に日中連絡が つく番号

●申請者について、法人にあっては法人登記がある住所を、個人事業主にあっては住民登録がある住所を記入してください。(法人の場合は法人名、役職名も記入)

申請者印又は、法人の場合は法人登記印を押印してください。(代表取締役印)

※1 申請金額は、様式3-1または3-2の「店舗ごとの支給額計算」の合計を記入してください。

※2 申請する店舗の住所を記入してください。複数店舗ある場合は右側の欄も使用してください。

2 振込先口座

金融機関名	●●銀行		本・支店名	●●支店			
預金種類	普通	当座	金融機関 コード	●●●●	支店 コード	●●●	
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ 口座名義人	ゴトウ タロウ 五島 太郎						

●旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は、十八親和銀行の通帳へ切り替えのうえ記入してください。

●金融機関コードは4桁、支店コードは3桁、口座番号は7桁の数字を右詰めで記入してください。

●振込先口座名義は、申請者本人の名義に限ります。(法人の場合、当該法人名)

令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間8月10日～8月23日)

(様式2)

誓 約 書

五島市営業時間短縮要請協力金の支給を申請するにあたり、以下のとおり誓約します。

1. 感染拡大の防止に向けて、業種別ガイドラインを遵守しています。
2. 今後も、事業を継続する意思があります。
3. 申請要件を全て満たしています。
4. 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
5. 五島市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 申請に不正があった場合には、本協力金の支給を受けた事業者名、事業所名などの情報が公表されることに同意します。
7. 申請する事業の営業に必要な許可等をすべて有しています。
8. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等の審査をするため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
9. 次のいずれにも該当しておりません。
 - (1) 五島市暴力団排除条例(平成24年五島市条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 五島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者、その他五島市長が認める者

五島市長 様

令和3年 8月●●日
(申請日と同日)

【申請者】

所在地・住所 五島市●●町●●番地(留意事項を参照)

氏名 五島 太郎(留意事項を参照) 印

【留意事項】

※法人の場合	
所在地・住所	法人登記がある所在地を記載してください
氏名	名称及び代表者の職・氏名を記名・押印してください なお、押印は法人登記印を押印してください
※個人事業主の場合	
所在地・住所	住民登録がある住所を記載してください
氏名	記名押印してください

令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間 8月10日～8月23日)

(様式3-1)

申請する店舗（五島市内のみ）の情報

【開店 1年以上 の店舗用】

店舗No.

1

法人名

または個人事業主名

五島 太郎（法人の場合は法人名）

フリガナ	イザカヤ ゴトー	許可 番号	長崎県指令 ●●五保衛				
店舗名	居酒屋 ゴトー		第	1	2	3	4
店舗 所在地	五島市▲▲町▲▲番地	店舗の種類 (許可証に記載の 「種別」または 「業種細分名」)		居酒屋			
該当する 取組内容 の□に✓ を付けて ください	☒ 午後8時から翌朝午前5時までの間に営業していましたが、要請期間中、全ての期間において、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後7時以降行わないようにしました。						
	☐ 午後8時から翌朝午前5時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており（認証ステッカーを掲示）、要請期間中、全ての期間において、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後8時以降行わないようにしました。						
備考							

店舗ごとの支給額計算（売上高に応じて下記から選択し計算してください）

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

◎中小企業（個人事業主も含む）の場合

☒ A. 前年または前々年の8月における1日あたりの売上高が8万3,333円以下

（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です）

→1日あたりの支給単価は、2万5,000円→店舗の支給額 3.5万円（2万5,000円 × 14日）☐ B. 前年または前々年の8月における （Bに該当する場合は以下の記載例を参考にしてください）

1日あたりの売上高が8万3,333円超25万円未満

（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください）

(1) 前年または前々年の8月における1日あたりの売上高を算定

・前年または前々年の8月の売上高 (A) 2,850,000円・(A) ÷ 31日 = (B) 91,936円 (1円未満の端数は切り上げ)

(2) 1日あたりの支給単価を決定（1日あたりの売上高の3割）

・(B) × 0.3 = (C) 28,000円 (千円未満の端数は切り上げ)

(3) 店舗の支給額

・(C) × 14日 = 392,000円

(裏面あり)

□C. 前年または前々年の8月における1日あたりの売上高が25万円以上
(飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください)

- (1) 前年または前々年の8月における1日あたりの売上高を算定
- ・前年または前々年の8月の売上高 (A) , , 円
 - ・(A) ÷ 31日 = (B) , , 円(1円未満の端数は切り上げ)
- (2) 1日あたりの支給単価を決定
- ・(B) が 250,000円以上 → 1日あたりの支給単価は、75,000円
- (3) 店舗の支給額
- 105万円 (7万5,000円 × 14日)

◎大企業の場合 ※中小企業(個人事業主も含む)も選択できます。

□D. 前年または前々年との比較による
本年8月の1日あたりの売上高減少額から算出
(飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください)

- (1) 1日あたりの支給単価の上限を算定
- ・前年または前々年の8月の売上高 (A) , , 円
 - ・(A) ÷ 31日 = (B) , , 円(1円未満の端数は切り上げ)
 - ・(B) × 0.3 = (C) , , 000円(千円未満の端数は切り上げ)
 - ・(C) と 20万円のうち、いずれか低い金額 (D) , , 000円
- (2) 1日あたりの減少額を算定
- ・前年または前々年の8月の売上高 (A) , , 円
 - ・本年の8月の売上高 (E) , , 円
 - ・(A) - (E) = (F) , , 円
 - ・(F) ÷ 31日 = (G) , , 円(1円未満の端数は切り上げ)
- (3) 1日あたりの支給単価を決定
- ・(G) × 0.4 = (H) , , 000円(千円未満の端数は切り上げ)
 - ・(D) と (H) のうち、いずれか低い金額 (I) , , 000円
- (4) 店舗の支給額
- ・(I) × 14日 = , , 000円

事務局使用欄 (事務局で記載しますので記載は不要です)									
区分				1日あたりの支給単価					
A	B	C	D						
				,			0	0	0 円
				店舗の支給額					
				,			0	0	0 円

令和3年度営業時間短縮要請協力金
(要請期間 8月10日～8月23日)

(様式3-2)

申請する店舗（五島市内のみ）の情報
【開店1年未満の店舗用】

店舗No.

1

法人名
または個人事業主名

五島 太郎（法人の場合は法人名）

フリガナ	イザカヤ ゴトー	許可 番号	長崎県指令●●五保衛					
店舗名	居酒屋 ゴトー		第	1	2	3	4	号
店舗 所在地	五島市▲▲町▲▲番地	店舗の種類 (許可証に記載の 「種別」または 「業種細分名」)		居酒屋				
該当する 取組内容 の□に✓ を付けて ください	☒ 午後8時から翌朝午前5時までの間に営業していましたが、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、要請期間中、全ての期間において、酒類の提供は午後7時以降行わないようにしました。 ☐ 午後8時から翌朝午前5時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており（認証ステッカーを掲示）、要請期間中、全ての期間において、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後8時以降行わないようにしました。							
備考								

店舗ごとの支給額計算（売上高に応じて下記から選択し計算してください）

◎開店日 令和（3）年（2）月（1）日 ※飲食店・喫茶店の営業許可日以降

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

◎中小企業（個人事業主も含む）の場合

☒ A. 開店日～本年8月9日における1日あたりの売上高が8万3,333円以下
(飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です)

→1日あたりの支給単価は、2万5,000円

→店舗の支給額 3.5万円 (2万5,000円 × 14日)

☐ B. 開店日～本年8月9日における1日あたりの売上高が8万3,333円超25万円未満
(飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください)

(1) 開店日～本年8月9日における1日あたりの売上高を算定

・開店日～本年8月9日の売上高合計 (A) , , 円

・開店日～本年8月9日の日数（暦日数） (B) 日

・(A) ÷ (B) = (C) , , 円(1円未満の端数は切り上げ)

(2) 1日あたりの支給単価を決定（1日あたりの売上高の3割）

・(C) × 0.3 = (D) , , 000円(千円未満の端数は切り上げ)

(3) 店舗の支給額

・(D) × 14日 = , 000円

(裏面あり)

□C. 開店日～本年8月9日における1日あたりの売上高が25万円以上

(飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください)

(1) 開店日～本年8月9日における1日あたりの売上高を算定

・開店日～本年8月9日の売上高合計 (A) , , 円

・開店日～本年8月9日の日数(暦日数) (B) 日

・ $(A) \div (B) = (C)$, , 円(1円未満の端数は切り上げ)

(2) 1日あたりの支給単価を決定

・ (C) が 250,000円以上 → 1日あたりの支給単価は、75,000円

(3) 店舗の支給額

→ 105万円 (75,000円 × 14日)

◎大企業の場合 ※中小企業(個人事業主も含む)も選択できます。

□D. 開店日～本年8月9日との比較による

本年8月の1日あたりの売上高減少額から算出

(飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください)

(1) 1日あたりの支給単価の上限を算定

・開店日～本年8月9日の売上高 (A) , , 円

・開店日～本年8月9日の日数(暦日数) (B) 日

・ $(A) \div (B) = (C)$, , 円(1円未満の端数は切り上げ)

・ $(C) \times 0.3 = (D)$, , 000円(千円未満の端数は切り上げ)

・ (D) と 20万円のうち、いずれか低い金額 (E) , , 円

(2) 本年8月の1日あたりの売上高を算定

・本年8月の売上高 (F) , , 円

・ $(F) \div 31日 = (G)$, , 円(1円未満の端数は切り上げ)

(3) 1日あたりの減少額を算定

・ $(C) - (G) = (H)$, , 円(1円未満の端数は切り上げ)

(4) 1日あたりの支給単価を決定

・ $(H) \times 0.4 = (I)$, , 000円(千円未満の端数は切り上げ)

・ (E) と (I) のうち、いずれか低い金額 (J) , , 000円

(5) 店舗の支給額

・ $(J) \times 14日 =$, , 000円

事務局使用欄（事務局で記載しますので記載は不要です）											
区分				1日あたりの支給単価							
A	B	C	D								
				店舗の支給額							

※この様式は、申請者と申請する店舗の営業許可証の名義人が異なる場合にお使いください

理 由 書

令和3年 8月●●日

(申請日と同日)

五島市長 様

1 申請する店舗の情報

店舗所在地	五島市▲▲町▲▲番地					
名 称	居酒屋 ゴトー					
営業許可番号	長崎県指令 ●●五保衛	第	1	2	3	4 号

※営業許可証に記載の情報をご記入ください

2 営業許可証の名義人が申請者と異なる理由

上記の店舗に係る営業許可証の名義人が申請者と一致していない理由は、次のとおりです。

申請する店舗が営業許可を取得していることは間違いありません。

【理由】

営業許可証の名義人については、五島島子となっておりますが、・・・・・・・・・・の理由により申請者は五島太郎となっております。(記載内容については、任意で結構です。実際の理由について記載ください。)

申請者

所在地・住所 五島市●●町●●番地

氏 名 五島 太郎 印

営業許可を受けているもの

所在地・住所 五島市●●町●●番地

氏 名 五島 島子 印

【留意事項】

※法人の場合	
所在地・住所	法人登記がある所在地を記載してください
氏名	名称及び代表者の職・氏名を記名・押印してください なお、押印は法人登記印を押印してください
※個人事業主の場合	
所在地・住所	住民登録がある住所を記載してください
氏名	記名押印してください